

震災対策検証委員会原子力分科会設置要綱（案）

（設置）

第1条 震災対策検証委員会設置要綱第5条の規定により、震災対策検証委員会に原子力に関する事項を検証・点検するため、原子力分科会（以下、「分科会」という。）を設置する。

（所管事務）

第2条 分科会の所管事務は、次のとおりとする。

- 一 大規模震災における原子力対策について、岐阜県地域防災計画及び地震防災行動計画が適切であるか検証・検討を行うことに関する事務
- 二 その他、上記に付随する事務

（組織）

第3条 分科会の委員は、別添のとおりとする。

- 2 分科会には座長を置き、座長は委員長が指名する。
- 3 座長は、分科会の事務を主宰する。

（任期）

第4条 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

（会議の招集）

第5条 分科会の会議は、座長が招集する。

- 2 その他、座長は分科会委員以外の者に対して、必要に応じて分科会への参加を要請することができる。

（事務局）

第6条 震災対策検証委員会設置要綱第5条第2項の規定により、分科会の事務を処理するため、岐阜県危機管理課に事務局を置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、分科会の議事その他の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年 月 日から施行する。

(別添)

委員

<学識経験者>

井口 哲夫 名古屋大学教授(原子力学、核融合学)

<原子力事業者>

丹羽 漸 中部電力株式会社岐阜支店総務部長

<消防関係>

足立 尚司 岐阜市消防本部消防長(県消防長会会長)

<農林業関係>

岩佐 正行 岐阜県農業協同組合中央会常務理事

<市町村>

大塩 康彦 恵那市総務部長

高橋 径夫 揖斐川町総務部次長 危機管理監

計6名